

令和 3 年 9 月 2 日
厚生労働省労働基準局補償課

平成 27 年度「石綿ばく露作業による労災認定等事業場一覧表」
等の訂正について

標記について、下記のとおり誤りがありました。
利用者の方々にはご迷惑をおかけしたことをお詫び申し上げます。

記

【訂正箇所】

- 1 石綿ばく露作業による労災認定等事業場一覧表（別紙 1）
平成 28 年 12 月公表分
- 2 1 の訂正に伴う石綿ばく露作業による労災認定等事業場一覧表（別紙 2 ～
別紙 5）
平成 29 年 12 月、平成 30 年 12 月、令和元年 12 月、令和 2 年 12 月公表分
- 3 石綿による疾病に関する労災保険給付などの請求・決定状況まとめ（確定値）
（別紙 6）
平成 28 年 12 月公表分
- 4 3 の訂正に伴う石綿による疾病に関する労災保険給付などの請求・決定状
況まとめ（確定値）（別紙 7 ～別紙 10）
平成 29 年 12 月、平成 30 年 12 月、令和元年 12 月、令和 2 年 12 月公表分

【連絡先】

労働基準局補償課
職業病認定対策室
職業病認定業務第二係
03-5253-1111（内線 5571）

平成 28 年 12 月 20 日

【照会先】

労働基準局 補償課 職業病認定対策室

室長 河西 直人

室長補佐 栗尾 保和

(代表電話) 03(5253)1111(内線 5569、5205)

(直通電話) 03(3502)6750

報道関係者 各位

「平成 27 年度石綿ばく露作業による労災認定等事業場」を公表します

～公表事業場数 **918 919** 事業場、うち新規は **695 696** 事業場～

厚生労働省では、このたび、平成27年度に石綿ばく露作業による労災認定などを受けた労働者^{※1}が所属していた事業場について、名称、所在地、作業状況などの情報^{※2}を取りまとめましたので、公表します。公表する事業場数は以下のとおりです(名称などの詳細は添付資料1参照)。

918 919事業場 (うち新規公表**695 696**事業場)

建設業以外の事業場 (第1表) **426 427** 事業場 (うち新規公表 **247 248** 事業場)

建設業の事業場 (第2表) 492 事業場 (うち新規公表 448 事業場)

* 平成17年7月の第1回公表以来、今回の平成27年度分で、延べ**11,427 11,428**事業場を公表しました。

石綿ばく露作業による労災認定等事業場の公表は、(1)公表事業場で過去に就労していた労働者の方々に対して、石綿ばく露作業に従事した可能性があることの注意を喚起する、(2)公表事業場の周辺住民の方々が、ご自身の健康状態を改めて確認する契機とする、(3)関係省庁、地方公共団体などが石綿健康被害対策に取り組む際の情報を提供する、という観点から行うものです。

厚生労働省では、今回公表する情報に関する問い合わせや、労災補償制度などに関する相談に応じるため、12月21日(水)・22日(木)に特別電話相談窓口を設置します(電話番号:03-3595-3402、午前10時から午後5時まで)。

また、都道府県労働局と労働基準監督署^{※3}では、随時相談を受け付けているほか、健康管理手帳制度や労災補償制度についてもご案内しています。

なお、石綿による健康被害に関する相談は、全国の労災病院、産業保健総合支援センター、保健所などの相談窓口で受け付けています(詳細は添付資料3参照)。

※1 石綿救済法(石綿による健康被害の救済に関する法律)に基づく特別遺族給付金の支給決定の対象となった労働者を含む。

※2 公表する情報

- | | |
|-----------------------------|------------------------|
| ①事業場を管轄する都道府県労働局名及び労働基準監督署名 | ⑥石綿取扱い期間 |
| ②事業場名 | ⑦現在の石綿取扱い状況 |
| ③事業場所在地 | ⑧特記事項 |
| ④石綿ばく露作業状況 | ⑨労災保険法及び石綿救済法の支給決定件数累計 |
| ⑤労災保険法及び石綿救済法の支給決定件数 | |

※3 都道府県労働局と労働基準監督署の所在地などはホームページをご覧ください。

<http://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/>

添付資料

- 1 平成 27 年度石綿ばく露作業による労災認定等事業場一覧表
- 2 (参考) 平成 27 年度石綿ばく露作業による船員保険の職務上認定等事業場(船舶所有者)一覧表
- 3 健康診断の受診勧奨と健康管理手帳制度・労災補償制度のご案内
- 4 石綿(アスベスト)工場の元労働者やその遺族の方々に対する和解手続による賠償金のお支払いについて

平成 27 年度石綿ばく露作業による労災認定等事業場一覧表

1 公表の趣旨

厚生労働省においては、平成 17 年 7 月以降、これまで 13 回^{*}にわたって石綿ばく露作業による労災認定等事業場一覧表を公表しました。

今回の公表についても、これまでの公表と同様に、

- ① 公表事業場で過去に就労していた労働者の方々に対して、石綿ばく露作業に従事した可能性があることの注意を喚起する
- ② 公表事業場の周辺住民の方々が、ご自身の健康状態を改めて確認する契機とする
- ③ 関係省庁、地方公共団体等が石綿健康被害対策に取り組む際の情報を提供する

という観点から、平成 27 年度に労災認定等を受けた労働者が所属していた事業場の名称、所在地等の情報を公表するものです。

※これまでの公表：平成 17 年 7 月、8 月、平成 20 年 3 月、6 月、10 月、12 月、平成 21 年 12 月、平成 22 年 11 月、平成 23 年 11 月、平成 24 年 11 月、平成 25 年 12 月、平成 26 年 12 月、平成 27 年 12 月

2 公表事業場数（5 ページ参照）

~~918~~ 919 事業場

〔	建設業以外の事業場の一覧表（第 1 表）	426 427	〕	事業場
	建設業の事業場の一覧表（第 2 表）	492		事業場
	（参考）平成 27 年度労災認定等事業場	974 975		事業場
	うち公表事業場	918 919		事業場
	うち事業場不明	7		事業場
	うち特別加入者（一人親方）	49		事業場

3 公表する情報

- | | |
|------------------------------|------------------------------------|
| ① 事業場を管轄する都道府県労働局名及び労働基準監督署名 | ⑥ 事業場における石綿取扱い期間 |
| ② 事業場名 | ⑦ 現在の石綿取扱い状況 |
| ③ 事業場所在地 | ⑧ 特記事項 |
| ④ 石綿ばく露作業状況 | ⑨ (備考) 労災保険法支給決定件数累計、石綿救済法支給決定件数累計 |
| ⑤ 労災保険法支給決定件数、石綿救済法支給決定件数 | |

(注)

- (1) ②の「事業場名」は、労災認定等された被災労働者の方が石綿にばく露した当時の事業場名を記載していますが、現在も名称を変更して存続している事業場については、現在の事業場名を「(現 株〇〇)」という形で併記しています。また、建設業以外の事業場で、当時の事業場は廃止されているものの、現在も法人自体が別の場所で存続している場合には、現在の法人名を「(株〇〇)」という形で併記しています。なお、建設業において、最終ばく露事業場としての建設現場が明らかとなっている場合には、当時の元請事業場の名称を記載しています。
- (2) ③の「事業場所在地」は、原則として支給決定時の事業場の所在地を記載していますが、企業倒産、工場閉鎖等により事業場が廃止された場合、又は、移転により支給決定時の事業場所在地が最終ばく露作業当時の所在地と異なる場合には、最終ばく露作業当時の所在地を記載しています。
- (3) ⑤の「労災保険法支給決定件数」にある「うち死亡」は、被災労働者が支給決定時点において既に亡くなられていたものの件数を内数で記載しています。
- (4) ⑦の「現在の石綿取扱い状況」にある「その他」とは、i) 事業設備に保温材、パッキン、機械等に組み込まれた石綿含有部品があり、将来、交換、修理が必要となったときに取り扱うことがある場合、ii) 修繕する船舶によっては石綿が使用されていることがある場合、iii) 事業場では取扱いはないが、出張先で石綿含有部品を取り扱う可能性がある場合などです。
- (5) ⑧の「特記事項」は、当該事業場又は労災認定等された被災労働者の方の石綿ばく露の状況等について、より正確に理解いただくため、公表事業場の御意見等に基づき記載しています。
- (6) ⑨の「(備考) 労災保険法支給決定件数累計、石綿救済法支給決定件数累計」は、労災保険法に基づく保険給付の支

給決定件数と石綿救済法に基づく特別遺族給付金の支給決定件数の平成 27 年度までの累計を記載しています。なお、「うち死亡」は、被災労働者が支給決定時点において既に亡くなられていたものの累計件数を内数で記載しています。

(7) 建設業については、事業場の所在地と異なる建設現場における作業であり、事業場の所在地においては石綿ばく露のおそれがないこと、及び建設現場での作業は継続するものではなく、限られた期間で、かつ、転々とすることから、⑥の「事業場における石綿取扱い期間」及び⑦の「現在の石綿取扱い状況」については除外しています。

4 公表事業場に関する留意事項

- (1) 肺がん、中皮腫等の石綿関連疾患は 30 年から 40 年もの潜伏期間の後に発症することから、最後に石綿ばく露作業に従事した事業場において労災認定等を行っています。したがって、石綿ばく露作業による労災認定等事業場として公表する事業場は、労災認定等された被災労働者の最終石綿ばく露事業場ですので、必ずしも公表した事業場における石綿ばく露が原因となって石綿関連疾患に罹患したとは限りません。
- (2) 今回公表する事業場の中には、石綿の取扱いがごくわずかである事業場や出張作業現場における間接的なばく露である事業場を含んでいます。このような事業場であっても、労災認定等された被災労働者の最終石綿ばく露事業場であれば、事業場公表の対象としています。
- (3) 公表事業場のうち、製造業の事業場は、通常、石綿ばく露作業場所と同一です。ただし、その事業場が、船舶製造又は修理業、窯業又は土石製品製造業等の構内下請け事業場である場合、又は出張作業において石綿にばく露している場合は、通常、その事業場の事務所の所在地と実際に石綿ばく露作業を行った場所とが異なり、公表事業場の事務所の所在地においては石綿ばく露作業が行われていません。
- (4) 建設業の事業場の場合（第 2 表）には、通常、事業場の事務所の所在地と異なる場所（現場）で石綿ばく露作業が行われているため、公表事業場の事務所の所在地は、石綿の飛散のおそれがない場所です。
- (5) 建設労働者の多くは、事業場を転々としながら多数の建設現場で就労する中で石綿ばく露作業に従事しており、最後に石綿ばく露作業に従事した現場を持つ事業場において労災認定等を行っています。このため、建設業の事業場については、実際の現場での石綿ばく露はわずかであったにもかかわらず、最終石綿ばく露事業場として公表しているものがあります。

5 集計結果

平成 27 年度の労災認定等事業場の業種別事業場数並びに労災認定件数及び石綿救済法に基づく特別遺族給付金支給決定件数は、「業種別・石綿ばく露作業による労災認定等件数（全認定件数）」（7 ページ）のとおりです。

業種別に労災認定等された事業場数をみると、建設業が 546 事業場で全体の **56.1 56.0%**と最も多く、次いで製造業が **339 340** 事業場で全体の **34.8 34.9%**となっており、両業種で全体の 90.9%を占めています。

製造業の内訳をみると、船舶製造又は修理業、その他の窯業又は土石製品製造業、機械器具製造業の順に事業場数が多く、3 業種で製造業全体の **46.3 46.2%**を占めています。

労災認定等事業場数と認定件数の内訳表

種類	事業場数	認定件数																
		労災保険法(平成27年度)												特別遺族給付金(平成27年度) ^{注2}		労災保険法特別遺族給付金計		
		労災保険法計	うち死亡	肺がん	うち死亡	中皮腫	うち死亡	石綿肺	うち死亡	良性石綿胸水	うち死亡	びまん性胸膜肥厚	うち死亡	特別遺族給付金計	肺がん		中皮腫	
事業場名等の公表事業場	第1表	426 427	491 492	171	184	57	247	93	29 30	12	11	2	20	7	13	8	5	504 505
	第2表	492	487	163	160	62	266	87	29	9	9	2	23	3	6	4	2	493
	小計	918 919	978 979	334	344	119	513	180	58 59	21	20	4	43	10	19	12	7	997 998
事業場不明	7	6	1	1	0	3	1	1	0	0	0	1	0	1	0	1	7	
特別加入(一人親方)	49	49	20	18	9	23	10	5	1	0	0	3	0	0	0	0	49	
小計	56	55	21	19	9	26	11	6	1	0	0	4	0	1	0	1	56	
合計	974 975	1033 1034	355	363	128	539	191	64 65	22	20	4	47	10	20	12	8	1053 1054	

注1 決定件数は当該年度に請求されたものに限るものではない。

注2 石綿救済法に基づく特別遺族給付金(平成27年度)のうち石綿肺・良性石綿胸水・びまん性胸膜肥厚に係る認定は0件だったため、本表では省略している。

都道府県別公表事業場数

局名	公表事業場数			公表事業場にかか る認定件数		労災保険法(平成27年度)										特別遺族給付金 ^{注2} (平成27年度)	
	第1表	第2表	肺がん			中皮腫		石綿肺		良性石綿胸水		びまん性胸膜肥厚		肺がん	中皮腫		
			うち死亡	うち死亡	うち死亡	うち死亡	うち死亡	うち死亡	うち死亡	うち死亡							
北海道	71	20	51	73	19	24	3	41	13	1		3	1	3	1		1
青森	5	1	4	5	3	1		4	3								
岩手	3	1	2	3	2	1	1	2	1								
宮城	18	2	16	18	5	9	3	7	1	1						1	
秋田	1		1	1				1									
山形	4		4	4	1	1		2	1					1			
福島	13		13	13	3	3		9	3	1							
茨城	8	5	3	8	4	2	1	5	3					1			
栃木	5	2	3	5		1		3		1							
群馬	3	1	2	3	1	1		2	1								
埼玉	25	10	15	25	12	12	7	10	2	1	1			1	1	1	
千葉	28	17	11	31	9	12	1	14	7					5	1		
東京	136	34	102	142	57	48	20	65	33	17	3			11		1	
神奈川	67	36	31	79	42	27	12	32	17	8	6	3	1	5	2	1	3
新潟	18	9	9	18	6	4		11	4	1		1	1			1	
富山	13	8	5	13	7	5	2	7	4	1	1						
石川	7	4	3	7		3		4									
福井	4	1	3	5	1	1		3	1			1					
山梨	4	2	2	4	3	1	1	2	1	1	1						
長野	5	3	2	5		3		2									
岐阜	14	5	9	14	3	2		11	2					1	1		
静岡	18 19	11 12	7	19 20	8	3	1	14	6	+ 2						1	
愛知	44	27	17	51	22	16	8	30	13	3	1	2					
三重	6	4	2	6	2	2	1	3	1	1							
滋賀	6	5	1	6	4	3	2	3	2								
京都	14	2	12	14	8	8	5	5	3					1			
大阪	87	45	42	93	29	17	6	61	15	7	4	2		2		3	1
兵庫	68	44	24	77	25	33	12	40	10	2	2			1		1	
奈良	4	3	1	7		2		3		1		1					
和歌山	10	5	5	10	4	4	1	4	2					1		1	
鳥取	2		2	2	1	1		1	1								
島根	2		2	2								1		1			
岡山	23	14	9	25	5	11	3	9	1	1	1	3		1			
広島	41	29	12	49	16	26	8	20	7	2	1	1					
山口	20	12	8	23	6	10	3	9	2					4	1		
徳島	3	1	2	3	3	1	1	2	2								
香川	16	9	7	16	5	9	1	5	2					1	1	1	
愛媛	12	7	5	13	5	4	2	8	2								1
高知	1		1	1				1									
福岡	43	23	20	43	10	11	5	25	5	5		1		1			
佐賀	4	3	1	4	1	1		2						1	1		
長崎	21	14	7	36	13	15	6	17	5	2				1	1		1
熊本	7	2	5	7	4	2	2	5	2								
大分	6	4	2	6	2	2	1	4	1								
宮崎	3		3	3	2	1		1	1			1	1				
鹿児島	3		3	3				3									
沖縄	2	1	1	2		1		1									
計	918 919	426 427	492	997 998	353	344	119	513	180	58 59	21	20	4	43	10	12	7

注1 決定件数は当該年度に請求されたものに限るものではない。

注2 石綿救済法に基づく特別遺族給付金(平成27年度)のうち石綿肺・良性石綿胸水・びまん性胸膜肥厚に係る認定は0件だったため、本表では省略している。

業種別・石綿ばく露作業による労災認定等件数(全認定件数)

	事業場数	認定件数		労災保険法(平成27年度)											特別遺族給付金(平成27年度) ^{注3}		
				小計	肺がん		中皮腫		石綿肺		良性石綿胸水		びまん性胸膜肥厚		小計	肺がん	中皮腫
					うち死亡	うち死亡	うち死亡	うち死亡	うち死亡	うち死亡	うち死亡	うち死亡					
建設業	546	547	190	540	178	71	291	97	35	10	9	2	27	3	7	4	3
舗装工事業																	
建築事業(既設建築物設備工事業を除く。)	410	411	148	408	129	57	220	75	32	9	5	1	22	3	3	1	2
既設建築物設備工事業	78	78	20	77	26	8	41	9	3	1	3	1	4		1	1	
機械装置の組立て又は据付けの事業	25	25	9	23	13	2	10	5							2	2	
水力発電施設、ずい道等新設事業																	
鉄道又は軌道新設事業																	
その他の建設事業	33	33	13	32	10	4	20	8			1		1		1		1
鉱業																	
金属鉱業、非金属鉱業又は石炭鉱業																	
採石業																	
その他の鉱業																	
製造業	339 340	415 416	146	404 405	151	45	199	72	27 28	11	9	2	18	5	11	6	5
食料品製造業	3	3	1	3	2		1	1									
繊維工業又は繊維製品製造業	10	13	6	12	5	1	6	4	1						1	1	
木材又は木製品製造業	11	12	5	12	4	1	8	4									
パルプ又は紙製造業	2	2	1	2			2	1									
印刷又は製本業																	
化学工業	25	27	9	27	10	3	13	4	1		2	1	1	1			
ガラス又はセメント製造業	6	6	1	6	1		4	1					1				
コンクリート製造業	7	8	3	8	6	2	1		1	1							
陶磁器製品製造業	2	6	4	6	4	3	2	1									
その他の窯業又は土石製品製造業	41	49	18	46	19	5	12	4	9	3	3	1	3	2	3	1	2
金属精錬業(非鉄金属精錬業を除く。)	24	25	8	24	8	3	16	4							1	1	
非鉄金属精錬業	6	7	4	6	3	2	1		1	1			1		1	1	
金属材料製品製造業(鋳物業を除く。)	2	2		2	1				1								
鋳物業	2	2	1	2			2	1									
金属製品製造業又は金属加工業(洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業及びめっき業を除く。)	34	35	14	35	13	6	18	8	3				1				
洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業(めっき業を除く。)																	
めっき業	1	1	1	1			1	1									
機械器具製造業(電気機械器具製造業、輸送用機械器具製造業、船舶製造又は修理業及び計量器、光学器械、時計等製造業を除く。)	36	37	8	37	12	2	19	4	3	2	1		2				
電気機械器具製造業	6	6	4	6			6	4									
輸送用機械器具製造業(船舶製造又は修理業を除く。)	27 28	30 31	12	28 29	8	3	19	6	1 2	1					2	1	1
船舶製造又は修理業	80	130	41	128	51	13	59	21	6	3	3		9	2	2		2
計量器、光学器械、時計等製造業(電気機械器具製造業を除く。)	1	1		1	1												
電気機械器具製造業																	
貴金属製品、装身具、皮革製品等製造業	1	1		1			1										
その他の製造業	12	12	5	11	3	1	8	3							1	1	
運輸業	22	22	8	21	9	3	9	3	2	1	1				1	1	
交通運輸事業	1	1		1			1										
貨物取扱事業(港湾貨物取扱事業及び港湾荷役業を除く。)	10	10	3	9	2		6	2			1				1	1	
港湾貨物取扱事業(港湾荷役業を除く。)	2	2	1	2					2	1							
港湾荷役業	9	9	4	9	7	3	2	1									
電気、ガス、水道又は熱供給の事業	6	6	4	6	1		4	3					1	1			
その他の事業	60	62	27	61	24	9	35	16			1		1	1	1	1	
農業又は海面漁業以外の漁業	1	1	1	1			1	1									
清掃、火葬又はと畜の事業	5	5	3	5	2	2	2	1			1						
ビルメンテナンス業	2	2	1	2			2	1									
倉庫業、警備業、消毒又は害虫駆除の事業又はゴルフ場の事業	2	2	2	2	2	2											
通信業、放送業、新聞業又は出版業	2	2		2	1		1										
卸売業、小売業、飲食店又は宿泊業	21	21	10	21	6	2	14	7					1	1			
金融業、保険業又は不動産業	2	2	1	2			2	1									
その他の各種事業	25	27	9	26	13	3	13	5							1	1	
船舶所有者の事業	1	1		1			1										
合計	974 975	1053 1054	375	1033 1034	363	128	539	191	64 65	22	20	4	47	10	20	12	8

注1 決定件数は当該年度に請求されたものに限るものではない。

注2 業種については、「日本標準産業分類」を参考として作成された「労災保険適用事業細目」により分類。

注3 石綿救済法に基づく特別遺族給付金(平成27年度)のうち石綿肺・良性石綿胸水・びまん性胸膜肥厚に係る認定は0件だったため、本表では省略している。

業種別・石綿ばく露作業による労災認定等件数(今回公表事業場分^{注1})

	事業場数	認定件数		労災保険法(平成27年度)											特別遺族給付金(平成27年度) ^{注4}		
				小計	肺がん		中皮腫		石綿肺		良性石綿胸水		びまん性胸膜肥厚		小計	肺がん	中皮腫
					うち死亡	うち死亡	うち死亡	うち死亡	うち死亡	うち死亡	うち死亡	うち死亡					
建設業	492	493	169	487	160	62	266	87	29	9	9	2	23	3	6	4	2
舗装工事業																	
建築事業(既設建築物設備工事業を除く。)	358	359	128	357	112	49	195	65	27	8	5	1	18	3	2	1	1
既設建築物設備工事業	77	77	20	76	26	8	41	9	2	1	3	1	4		1	1	
機械装置の組立て又は据付けの事業	25	25	9	23	13	2	10	5							2	2	
水力発電施設、ずい道等新設事業																	
鉄道又は軌道新設事業																	
その他の建設事業	32	32	12	31	9	3	20	8			1		1		1		1
鉱業																	
金属鉱業、非金属鉱業又は石炭鉱業																	
採石業																	
その他の鉱業																	
製造業	338 339	414 415	146	403 404	150	45	199	72	27 28	11	9	2	18	5	11	6	5
食料品製造業	3	3	1	3	2		1	1									
繊維工業又は繊維製品製造業	10	13	6	12	5	1	6	4	1						1	1	
木材又は木製品製造業	11	12	5	12	4	1	8	4									
パルプ又は紙製造業	2	2	1	2			2	1									
印刷又は製本業																	
化学工業	25	27	9	27	10	3	13	4	1		2	1	1	1			
ガラス又はセメント製造業	6	6	1	6	1		4	1					1				
コンクリート製造業	7	8	3	8	6	2	1		1	1							
陶磁器製品製造業	2	6	4	6	4	3	2	1									
その他の窯業又は土石製品製造業	41	49	18	46	19	5	12	4	9	3	3	1	3	2	3	1	2
金属精錬業(非鉄金属精錬業を除く。)	24	25	8	24	8	3	16	4							1	1	
非鉄金属精錬業	6	7	4	6	3	2	1		1	1			1		1	1	
金属材料製品製造業(鋳物業を除く。)	2	2		2	1				1								
鋳物業	2	2	1	2			2	1									
金属製品製造業又は金属加工業(洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業及びめっき業を除く。)	33	34	14	34	12	6	18	8	3				1				
洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業(めっき業を除く。)																	
めっき業	1	1	1	1			1	1									
機械器具製造業(電気機械器具製造業、輸送用機械器具製造業、船舶製造又は修理業及び計量器、光学器械、時計等製造業を除く。)	36	37	8	37	12	2	19	4	3	2	1		2				
電気機械器具製造業	6	6	4	6			6	4									
輸送用機械器具製造業(船舶製造又は修理業を除く。)	27 28	30 31	12	28 29	8	3	19	6	1 2	1					2	1	1
船舶製造又は修理業	80	130	41	128	51	13	59	21	6	3	3		9	2	2		2
計量器、光学器械、時計等製造業(電気機械器具製造業を除く。)	1	1		1	1												
貴金属製品、装身具、皮革製品等製造業	1	1		1			1										
その他の製造業	12	12	5	11	3	1	8	3							1	1	
運輸業	22	22	8	21	9	3	9	3	2	1	1				1	1	
交通運輸事業	1	1		1			1										
貨物取扱事業(港湾貨物取扱事業及び港湾荷役業を除く。)	10	10	3	9	2		6	2			1				1	1	
港湾貨物取扱事業(港湾荷役業を除く。)	2	2	1	2					2	1							
港湾荷役業	9	9	4	9	7	3	2	1									
電気、ガス、水道又は熱供給の事業	6	6	4	6	1		4	3					1	1			
その他の事業	59	61	26	60	24	9	34	15			1		1	1	1	1	
農業又は海面漁業以外の漁業																	
清掃、火葬又はと畜の事業	5	5	3	5	2	2	2	1			1						
ビルメンテナンス業	2	2	1	2			2	1									
倉庫業、警備業、消毒又は害虫駆除の事業又はゴルフ場の事業	2	2	2	2	2	2											
通信業、放送業、新聞業又は出版業	2	2		2	1		1										
卸売業、小売業、飲食店又は宿泊業	21	21	10	21	6	2	14	7					1	1			
金融業、保険業又は不動産業	2	2	1	2			2	1									
その他の各種事業	25	27	9	26	13	3	13	5							1	1	
船舶所有者の事業	1	1		1			1										
合計	918 919	997 998	353	978 979	344	119	513	180	58 59	21	20	4	43	10	19	12	7

注1 全認定件数から、事業場不明及び特別加入者(一人親方)を除いたもの。

注2 決定件数は当該年度に請求されたものに限るものではない。

注3 業種については、「日本標準産業分類」を参考として作成された「労災保険適用事業細目」により分類。

注4 石綿救済法に基づく特別遺族給付金(平成27年度)のうち石綿肺・良性石綿胸水・びまん性胸膜肥厚に係る認定は0件だったため、本表では省略している。

石綿ばく露作業による労災認定等事業場一覧表等の訂正について

1 平成 28 年 12 月 20 日公表（第 1 表）

訂正対象事業場：(株)エフ・シー・シー佐藤工場(株)エフ・シー・シー)

※当該事業場の事業場名等を「石綿ばく露作業による労災認定等事業場一覧表（第 1 表）」へ追記するもの

番号	局名	署名	事業場名	事業場所在地	石綿ばく露作業状況
164	静岡	浜松	(株)エフ・シー・シー佐藤工場 (株)エフ・シー・シー)	浜松市中区佐藤町 880	自動車、捲揚機等のブレーキライニング等の耐摩耗性石綿製品の製造工程における作業

平成 27 年度									
労災保険法支給決定件数									
肺がん	うち死亡	中皮腫	うち死亡	石綿肺	うち死亡	良性石綿胸水	うち死亡	びまん性胸膜肥厚	うち死亡
0	0	0	0	1	0	0	0	0	0

平成 27 年度			
救済法支給決定件数			
肺がん	中皮腫	石綿肺	びまん性胸膜肥厚
0	0	0	0

石綿取扱い期間		現在の取扱い状況	特記事項
年から	年まで		
昭和 33 年頃	平成 6 年頃	事業場廃止	平成12年12月に事業場廃止

(備考)									
労災保険法支給決定件数累計									
肺がん	うち死亡	中皮腫	うち死亡	石綿肺	うち死亡	良性石綿胸水	うち死亡	びまん性胸膜肥厚	うち死亡
0	0	0	0	1	0	0	0	0	0

(備考)			
救済法支給決定件数累計			
肺がん	中皮腫	石綿肺	びまん性胸膜肥厚
0	0	0	0

平成 29 年 12 月 20 日

【照会先】

労働基準局 補償課 職業病認定対策室

室長 河西 直人

室長補佐 小島 悟司

(代表電話) 03(5253)1111(内線 5205、5571)

(直通電話) 03(3502)6750

報道関係者 各位

「平成 28 年度石綿ばく露作業による労災認定等事業場」を公表します

～公表事業場数 895 事業場、うち新規は 648 事業場～

厚生労働省では、このたび、平成28年度に石綿ばく露作業による労災認定などを受けた労働者^{※1}が所属していた事業場について、名称、所在地、作業状況などの情報^{※2}を取りまとめましたので、公表します。公表する事業場数は以下のとおりです(名称などの詳細は添付資料1参照)。

895事業場 (うち新規公表648事業場)

建設業以外の事業場 (第1表) 381 事業場 (うち新規公表 197 事業場)

建設業の事業場 (第2表) 514 事業場 (うち新規公表 451 事業場)

* 平成 17 年 7 月の第 1 回公表以来、今回の平成 28 年度分で、延べ ~~12,324~~ **12,325** 事業場を公表しました。

石綿ばく露作業による労災認定等事業場の公表は、(1) 公表事業場で過去に就労していた労働者の方々に対して、石綿ばく露作業に従事した可能性があることの注意を喚起する、(2) 公表事業場の周辺住民の方々が、ご自身の健康状態を改めて確認する契機とする、(3) 関係省庁、地方公共団体などが石綿健康被害対策に取り組む際の情報を提供する、という観点から行うものです。

厚生労働省では、今回公表する情報に関するお問い合わせや、労災補償制度などに関するご相談に応じるため、12 月 21 日(木)・22 日(金)に特別電話相談窓口を設置します(電話番号: 03(3595)3402、午前 10 時から午後 5 時まで)。

また、都道府県労働局と労働基準監督署^{※3}では、随時相談を受け付けているほか、健康管理手帳制度や労災補償制度についてもご案内しています。

なお、石綿による健康被害に関する相談は、全国の労災病院、産業保健総合支援センター、保健所などの相談窓口で受け付けています(詳細は添付資料3参照)。

※1 石綿救済法(石綿による健康被害の救済に関する法律)に基づく特別遺族給付金の支給決定の対象となった労働者を含む。

※2 公表する情報

- | | |
|-----------------------------|------------------------|
| ①事業場を管轄する都道府県労働局名及び労働基準監督署名 | ⑥石綿取扱い期間 |
| ②事業場名 | ⑦現在の石綿取扱い状況 |
| ③事業場所在地 | ⑧特記事項 |
| ④石綿ばく露作業状況 | ⑨労災保険法及び石綿救済法の支給決定件数累計 |
| ⑤労災保険法及び石綿救済法の支給決定件数 | |

※3 都道府県労働局と労働基準監督署の所在地などはホームページをご覧ください。

<http://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/>

添付資料

- 1 平成 28 年度石綿ばく露作業による労災認定等事業場一覧表
- 2 (参考) 平成 28 年度石綿ばく露作業による船員保険の職務上認定等事業場(船舶所有者)一覧表
- 3 健康診断の受診勧奨と健康管理手帳制度・労災補償制度のご案内

平成 30 年 12 月 19 日

【照会先】

労働基準局 補償課 職業病認定対策室

室長 河西 直人

室長補佐 佐藤 誠

(代表電話) 03(5253)1111(内線 5205、5571)

(直通電話) 03(3502)6750

報道関係者 各位

「平成 29 年度石綿ばく露作業による労災認定等事業場」を公表します

～公表事業場数 879 事業場、うち新規は **637 636** 事業場～

厚生労働省では、このたび、平成29年度に石綿ばく露作業による労災認定などを受けた労働者^{※1}が所属していた事業場について、名称、所在地、作業状況などの情報^{※2}を取りまとめましたので、公表します。公表する事業場数は以下のとおりです(名称などの詳細は添付資料1参照)。

879事業場 (うち新規公表**637 636**事業場)

建設業以外の事業場 (第1表) 390 事業場 (うち新規公表 **207 206** 事業場)

建設業の事業場 (第2表) 489 事業場 (うち新規公表 430 事業場)

* 平成17年7月の第1回公表以来、今回の平成29年度分で、延べ**13,204-13,205**事業場を公表しました。

石綿ばく露作業による労災認定等事業場の公表は、(1)公表事業場で過去に就労していた労働者の方々に対して、石綿ばく露作業に従事した可能性があることの注意を喚起する、(2)公表事業場の周辺住民の方々が、ご自身の健康状態を改めて確認する契機とする、(3)関係省庁、地方公共団体などが石綿健康被害対策に取り組む際の情報を提供する、という観点から行うものです。

厚生労働省では、今回公表する情報に関するお問い合わせや、労災補償制度などに関するご相談に応じるため、12月20日(木)・21日(金)に特別電話相談窓口を設置します(電話番号:03(3595)3402、午前10時から午後5時まで)。

また、都道府県労働局と労働基準監督署^{※3}では、随時相談を受け付けているほか、健康管理手帳制度や労災補償制度についてもご案内しています。

なお、石綿による健康被害に関する相談は、全国の労災病院、産業保健総合支援センター、保健所などの相談窓口で受け付けています(詳細は添付資料3参照)。

※1 石綿救済法(石綿による健康被害の救済に関する法律)に基づく特別遺族給付金の支給決定の対象となった労働者を含む。

※2 公表する情報

- | | |
|-----------------------------|------------------------|
| ①事業場を管轄する都道府県労働局名及び労働基準監督署名 | ⑥石綿取扱い期間 |
| ②事業場名 | ⑦現在の石綿取扱い状況 |
| ③事業場所在地 | ⑧特記事項 |
| ④石綿ばく露作業状況 | ⑨労災保険法及び石綿救済法の支給決定件数累計 |
| ⑤労災保険法及び石綿救済法の支給決定件数 | |

※3 都道府県労働局と労働基準監督署の所在地などはホームページをご覧ください。

<http://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/>

添付資料

- 1 平成 29 年度石綿ばく露作業による労災認定等事業場一覧表
- 2 (参考) 平成 29 年度石綿ばく露作業による船員保険の職務上認定等事業場(船舶所有者)一覧表
- 3 健康診断の受診勧奨と健康管理手帳制度・労災補償制度のご案内

石綿ばく露作業による労災認定等事業場一覧表等の訂正について

1 平成30年12月19日公表（第1表）

(1) 訂正対象事業場：(株)エフ・シー・シー佐藤工場(株)エフ・シー・シー

番号	訂正の概要	訂正前		訂正後	
		石綿肺	うち死亡	石綿肺	うち死亡
149	労災保険法支給決定件数累計の訂正	1	0	2	0

報道関係者 各位

令和元年 12 月 18 日

【照会先】

労働基準局 補償課 職業病認定対策室

室長 西岡 邦昭

室長補佐 佐藤 誠

(代表電話) 03 (5253) 1111 (内線 5205、5571)

(直通電話) 03 (3502) 6750

「平成 30 年度石綿ばく露作業による労災認定等事業場」を公表します ～公表事業場数 927 事業場、うち新規は 675 事業場～

厚生労働省では、このたび、平成30年度に石綿ばく露作業による労災認定などを受けた労働者^{※1}が所属していた事業場の名称、所在地、作業状況などの情報^{※2}を取りまとめましたので、公表します。公表する事業場数は、以下のとおりです(名称などの詳細は添付資料1参照)。

927事業場 (うち新規公表675事業場)

建設業以外の事業場 (第1表) 388 事業場 (うち新規公表 198 事業場)

建設業の事業場 (第2表) 539 事業場 (うち新規公表 477 事業場)

* 平成17年7月の第1回公表以来、今回の平成30年度分で、延べ~~14,131~~ **14,132**事業場を公表しました。

石綿ばく露作業による労災認定等事業場の公表は、次の観点から行います。

- (1) 公表事業場で過去に就労していた労働者の方々に対して、石綿ばく露作業に従事した可能性があることの注意を喚起する。
- (2) 公表事業場の周辺住民の方々、ご自身の健康状態を改めて確認する契機とする。
- (3) 関係省庁、地方公共団体などが石綿健康被害対策に取り組む際の情報を提供する。

今回公表する情報に関するお問い合わせや、労災補償制度などのご相談については、12月19日(木)・20日(金)に、特別電話相談窓口を設置します(電話番号:03(3595)3402、午前10時から午後5時まで)。また、都道府県労働局と労働基準監督署^{※3}では、随時相談を受け付けているほか、健康管理手帳制度や労災補償制度についてもご案内しています。

なお、石綿による健康被害に関する相談は、全国の労災病院、産業保健総合支援センター、保健所などの相談窓口で受け付けています(詳細は添付資料3参照)。

※1 石綿救済法(石綿による健康被害の救済に関する法律)に基づく特別遺族給付金の支給決定の対象となった労働者を含む。

※2 公表する情報

- | | |
|-----------------------------|------------------------|
| ①事業場を管轄する都道府県労働局名及び労働基準監督署名 | ⑥石綿取扱い期間 |
| ②事業場名 | ⑦現在の石綿取扱い状況 |
| ③事業場所在地 | ⑧特記事項 |
| ④石綿ばく露作業状況 | ⑨労災保険法及び石綿救済法の支給決定件数累計 |
| ⑤労災保険法及び石綿救済法の支給決定件数 | |

※3 都道府県労働局と労働基準監督署の所在地などはホームページをご覧ください。

<http://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/>

■添付資料

- 1 平成 30 年度石綿ばく露作業による労災認定等事業場一覧表
- 2 (参考) 平成 30 年度石綿ばく露作業による船員保険の職務上認定等事業場(船舶所有者)一覧表
- 3 健康診断の受診勧奨と健康管理手帳制度・労災補償制度のご案内

石綿ばく露作業による労災認定等事業場一覧表等の訂正について

1 令和元年12月18日公表（第1表）

(1) 訂正対象事業場：不二化学工業(株)佐藤工場(株)エフ・シー・シー

番号	訂正の概要	訂正前		訂正後	
		石綿肺	うち死亡	石綿肺	うち死亡
138	労災保険法支給決定件数累計の訂正				
		3	0	4	0

報道関係者 各位

令和2年12月16日

【照会先】

労働基準局 補償課 職業病認定対策室

室長 西岡 邦昭

室長補佐 中村 昭彦

(代表電話) 03(5253)1111(内線 5205、5571)

(直通電話) 03(3502)6750

「令和元年度石綿ばく露作業による労災認定等事業場」を公表します

～公表事業場数 992 事業場、うち新規は 749 事業場～

厚生労働省では、このたび、令和元年度に石綿ばく露作業による労災認定などを受けた労働者^{*1}が所属していた事業場の名称、所在地、作業状況などの情報^{*2}を取りまとめましたので、公表します（名称などの詳細は添付資料1参照）。

この公表は、以下の3点を目的に行うものです。

- (1) 公表事業場で過去に就労していた労働者の方々に対して、石綿ばく露作業に従事した可能性があることの注意を喚起する。
- (2) 公表事業場の周辺住民の方々が、ご自身の健康状態を改めて確認する契機とする。
- (3) 関係省庁、地方公共団体などが石綿健康被害対策に取り組む際の情報を提供する。

今回公表する情報に関する問い合わせや、労災補償制度などの相談については、特別電話相談窓口を設置します(下記参照)。また、都道府県労働局と労働基準監督署^{*3}では、随時相談を受け付けているほか、健康管理手帳制度や労災補償制度についてもご案内しています。

なお、石綿による健康被害に関する相談は、全国の労災病院、産業保健総合支援センター、保健所などの相談窓口で受け付けています（詳細は添付資料3参照）。

【石綿ばく露作業による労災認定等事業場】

992事業場（うち新規公表749事業場）

建設業以外の事業場（第1表） 393 事業場（うち新規公表 217 事業場）

建設業の事業場（第2表） 599 事業場（うち新規公表 532 事業場）

* 平成17年7月の第1回公表以来、今回の令和元年度分で、延べ **15,123 15,124** 事業場を公表しました。

【特別電話相談窓口】

日時 : 12月17日(木)、18日(金) 午前10時～午後5時

電話番号 : 03(3595)3402

※1 石綿救済法(石綿による健康被害の救済に関する法律)に基づく特別遺族給付金の支給決定の対象となった労働者を含む。

※2 公表する情報

- | | |
|-----------------------------|------------------------|
| ①事業場を管轄する都道府県労働局名及び労働基準監督署名 | ⑥石綿取扱い期間 |
| ②事業場名 | ⑦現在の石綿取扱い状況 |
| ③事業場所在地 | ⑧特記事項 |
| ④石綿ばく露作業状況 | ⑨労災保険法及び石綿救済法の支給決定件数累計 |
| ⑤労災保険法及び石綿救済法の支給決定件数 | |

※3 都道府県労働局と労働基準監督署の所在地などはホームページをご覧ください。

<http://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/>

■添付資料

- 1 令和元年度石綿ばく露作業による労災認定等事業場一覧表
- 2 (参考) 令和元年度石綿ばく露作業による船員保険の職務上認定等事業場(船舶所有者)一覧表
- 3 健康診断の受診勧奨と健康管理手帳制度・労災補償制度のご案内

報道関係者 各位

平成 28 年 12 月 20 日

【照会先】

労働基準局 補償課 職業病認定対策室

室長 河西 直人

室長補佐 栗尾 保和

(代表電話) 03(5253)1111 (内線 5569、5205)

(直通電話) 03(3502)6750

「平成 27 年度 石綿による疾病に関する労災保険給付などの 請求・決定状況まとめ(確定値)」を公表します

～労災保険給付の請求・支給決定件数は、前年度と比べやや減少～

厚生労働省は、このたび、平成 27 年度の「石綿による疾病に関する労災保険給付などの請求・決定状況」の確定値を取りまとめましたので、公表します（速報値は今年 6 月 28 日に公表済み）。

石綿による疾病^{※1}で、療養や休業を必要とする労働者や死亡した労働者のご遺族は、疾病発症が仕事によると認められた場合、「労働者災害補償保険法」に基づく給付の対象となります。

平成 27 年度分の労災保険給付の請求件数は 1,063 件（石綿肺を除く）で、支給決定件数は 969 件（同）と、前年度と比べると、ともにやや減少しました。

一方、石綿による疾病で死亡した労働者のご遺族で、時効（5 年）によって労災保険の遺族補償給付を受ける権利が消滅した人については、「石綿による健康被害の救済に関する法律」に基づき、疾病発症が仕事によると認められた場合、「特別遺族給付金」が支給される仕組みとなっています。

平成 27 年度分の特別遺族給付金の請求件数は 30 件（前年度比 6 件、16.7%の減）、支給決定件数は 20 件（前年度比増減なし）で、前年度と比べると、請求件数は減少しました。

なお、平成 27 年度までに労災保険給付などに関する支給決定を受けた労働者の死亡年別の統計資料（資料 1～5）も取りまとめましたので、併せて公表します。資料 4 と 5 は、船員保険関係のものです。

1 労災保険給付の請求・支給決定状況 【別添表 1、表 1-2、表 2、表 5、図 1、図 3-1】

(1) 肺がん、中皮腫、良性石綿胸水、びまん性胸膜肥厚^{※2}

請求件数 1,063 件(前年度比 33 件、3.0%の減)

支給決定件数 969 件(同 33 件、3.3%の減)

(2) 石綿肺（(1)の件数には含まれない）^{※3 ※4}

支給決定件数 **64 65**件(同 **14 13**件、**17.9 16.7%**の減)

2 特別遺族給付金の請求・支給決定状況^{※5} 【別添表 3、表 4、表 5、図 2、図 3-2】

請求件数 30 件(前年度比 6 件、16.7%の減)

支給決定件数 20 件(同 増減なし)

※1 肺がん、中皮腫、石綿肺、良性石綿胸水、びまん性胸膜肥厚。

※2 速報値と比較して、請求件数の合計は 1 件増加。支給決定件数の合計は 2 件増加。

※3 「石綿肺」はじん肺の一種であり、平成 22 年度までは「石綿肺」単独の集計はしていない。平成 23 年度から、じん肺として労災認定された事案のうち、石綿肺と判断したものを抽出し、別途集計している。

~~※4 速報値と比較して、石綿肺についての支給決定件数の合計は 1 件減少。~~

※5-4 速報値と比較して、特別遺族給付金の請求件数の合計は 1 件減少。支給決定件数の合計は変動なし。

「平成27年度 石綿による疾病に関する労災保険給付などの請求・決定状況まとめ(確定値)」の
表1・表2・表5・図3-1の一部訂正

表1 労災保険法に基づく保険給付の石綿による疾病別請求・決定状況(過去5年度分)

(件)

区 分		年 度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
肺がん	請求件数		480	495	420	465	414
	決定件数		463	459	462	443	414
	うち支給決定件数 (認定率)		401 (86.6%)	402 (87.6%)	382 (82.7%)	391 (88.3%)	363 (87.7%)
中皮腫	請求件数		579	587	593	561	578
	決定件数		568	562	560	556	568
	うち支給決定件数 (認定率)		543 (95.6%)	522 (92.9%)	529 (94.5%)	529 (95.1%)	539 (94.9%)
良性石綿胸水	請求件数		28	41	40	26	26
	決定件数		44	45	44	33	20
	うち支給決定件数 (認定率)		42 (95.5%)	45 (100%)	44 (100%)	32 (97.0%)	20 (100%)
びまん性胸膜肥厚	請求件数		57	48	62	44	45
	決定件数		68	50	64	58	66
	うち支給決定件数 (認定率)		51 (75.0%)	39 (78.0%)	53 (82.8%)	50 (86.2%)	47 (71.2%)
計	請求件数		1144	1171	1115	1096	1063
	決定件数		1143	1116	1130	1090	1068
	うち支給決定件数 (認定率)		1037 (90.7%)	1008 (90.3%)	1008 (89.2%)	1002 (91.9%)	969 (90.7%)

表1-2 石綿肺の支給決定件数

(件)

区 分		年 度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
石綿肺	支給決定件数		68	75	77	78	64 65

注1 決定件数は当該年度に請求されたものに限るものではない。

注2 「石綿肺」はじん肺の一種であり、石綿肺又はじん肺として請求された事案のうち、石綿肺として労災認定されたものを抽出し、集計したものである。

表2 都道府県別の請求・決定状況(労災保険法に基づく保険給付・平成27年度)

(件)

局名	請求件数	支給 決定件数	内訳								石綿肺 支給 決定件数
			肺がん		中皮腫		良性石綿胸水		びまん性胸膜肥厚		
			請求件数	支給 決定件数	請求件数	支給 決定件数	請求件数	支給 決定件数	請求件数	支給 決定件数	
北海道	74	74	23	25	45	43	2	3	4	3	1
青森	7	5	2	1	4	4			1		
岩手	7	3	1	1	6	2					
宮城	19	16	12	9	6	7	1				1
秋田	3	2			3	2					
山形	5	4	1	1	3	2			1	1	
福島	12	12	2	3	9	9			1		1
茨城	13	8	5	2	7	5			1	1	
栃木	6	4	3	1	3	3					1
群馬	6	3	2	1	4	2					
埼玉	41	24	24	12	15	11			2	1	1
千葉	24	31	14	12	10	14				5	1
東京	125	132	44	52	72	69	2		7	11	20
神奈川	79	73	40	30	32	33	4	3	3	7	10
新潟	20	16	5	4	13	11		1	2		1
富山	15	12	6	5	9	7					1
石川	5	8	2	3	3	5					
福井	5	5	1	1	4	3		1			
山梨	2	3		1	2	2					1
長野	7	5	4	3	3	2					
岐阜	15	14	2	2	12	11			1	1	
静岡	18	18	8	3	8	15	1		1		1 2
愛知	47	55	17	18	28	35	2	2			3
三重	8	9	3	5	4	3			1	1	1
滋賀	11	8	6	5	5	3					
京都	22	14	17	8	4	5			1	1	
大阪	103	84	26	17	72	63	2	2	3	2	7
兵庫	88	76	36	33	50	42			2	1	2
奈良	5	7	1	3	3	3		1	1		1
和歌山	10	9	6	4	3	4			1	1	
鳥取		2		1		1					
島根	3	2			2			1	1	1	
岡山	39	25	11	11	17	10	10	3	1	1	1
広島	60	49	28	27	31	21		1	1		2
山口	23	25	11	10	11	10			1	5	
徳島	5	3	3	1	1	2			1		
香川	16	15	11	9	5	5				1	
愛媛	17	13	7	5	9	8			1		
高知	1	1			1	1					
福岡	38	41	9	12	26	27		1	3	1	5
佐賀	5	4	2	1	3	2				1	
長崎	30	33	13	15	17	17				1	2
熊本	10	8	2	2	7	6	1				
大分	6	6	2	2	2	4	1		1		
宮崎	3	3	2	1		1		1	1		
鹿児島	5	3			4	3			1		
沖縄		2		1		1					
計	1063	969	414	363	578	539	26	20	45	47	64 65

注1 決定件数は当該年度に請求されたものに限るものではない。

表5 業種別の支給決定状況(平成27年度)

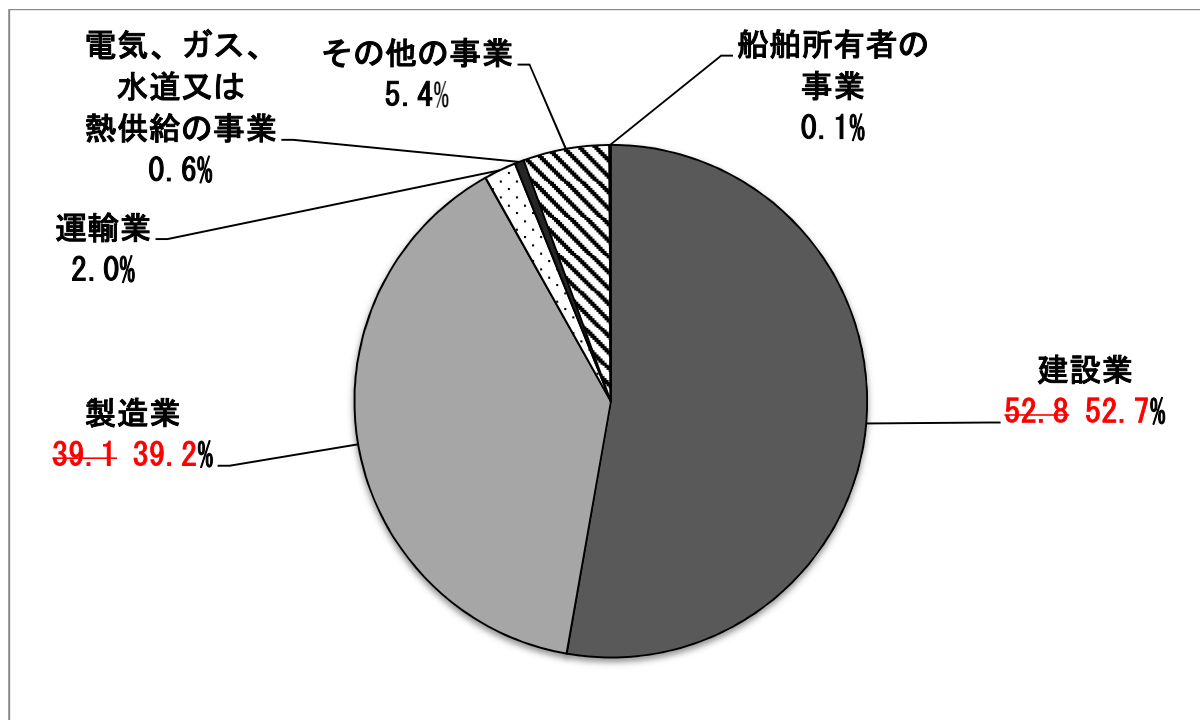
	労災保険法					特別遺族給付金 ^{注3}		業種合計
	(内訳)					(内訳)		
	肺がん	中皮腫	石綿肺	良性石綿胸水	びまん性胸膜肥厚	肺がん	中皮腫	
建設業	181	292	36	9	27	4	3	552
舗装工事業								
建築事業 (既設建築物設備工事業を除く。)	129	222	31	5	21		2	410
既設建築物設備工事業	31	42	5	3	5	2		88
機械装置の組立て又は据付けの事業	12	9				2		23
水力発電施設、ずい道等新設事業								
鉄道又は軌道新設事業								
その他の建設事業	9	19		1	1		1	31
鉱業								
金属鉱業、非金属鉱業又は石炭鉱業								
採石業								
その他の鉱業								
製造業	152	200	26	9	17	7	5	416
食料品製造業	2	1						3
繊維工業又は繊維製品製造業	5	5	1			1		12
木材又は木製品製造業	4	8						12
パルプ又は紙製造業		2						2
印刷又は製本業								
化学工業	14	14	1	2	1			32
ガラス又はセメント製造業	1	4			1			6
コンクリート製造業	5	1	1					7
陶磁器製品製造業	4	2						6
その他の窯業又は土石製品製造業	19	13	9	3	3	1	2	50
金属精錬業 (非鉄金属精錬業を除く。)	8	17				2		27
非鉄金属精錬業	3	1	1			1		6
金属材料品製造業 (鋳物業を除く。)						1		1
鋳物業		2						2
金属製品製造業又は金属加工業 (洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業及びめっき業を除く。)	13	18	3		1			35
洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業 (めっき業を除く。)								
めっき業		1						1
機械器具製造業 (電気機械器具製造業、輸送用機械器具製造業、船舶製造又は修理業及び計量器、光学器械、時計等製造業を除く。)	12	16	2	2	1			33
電気機械器具製造業		6						6
輸送用機械器具製造業 (船舶製造又は修理業を除く。)	8	19	1	2		1	1	30
船舶製造又は修理業	50	61	7	2	9		2	131
計量器、光学器械、時計等製造業 (電気機械器具製造業を除く。)	1							1
貴金属製品、装身具、皮革製品等製造業		1						1
その他の製造業	3	8				1		12
運輸業	9	9	2	1				21
交通運輸事業		1						1
貨物取扱事業 (港湾貨物取扱事業及び港湾荷役業を除く。)	2	6		1				9
港湾貨物取扱事業 (港湾荷役業を除く。)			2					2
港湾荷役業	7	2						9
電気、ガス、水道又は熱供給の事業	1	4			1			6
その他の事業	20	33		1	2	1		57
農業又は海面漁業以外の漁業		1						1
清掃、火葬又はと畜の事業	2	2		1				5
ビルメンテナンス業		2						2
倉庫業、警備業、消毒又は害虫駆除の事業又はゴルフ場の事業	2							2
通信業、放送業、新聞業又は出版業	1	1						2
卸売業、小売業、飲食店又は宿泊業	6	14			1			21
金融業、保険業又は不動産業		2						2
その他の各種事業	9	11			1	1		22
船舶所有者の事業		1						1
合計	363	539	64	20	47	12	8	1053

注1 決定件数は当該年度に請求されたものに限るものではない。

注2 業種については、「日本標準産業分類」を参考として作成された「労災保険適用事業細目」により分類。

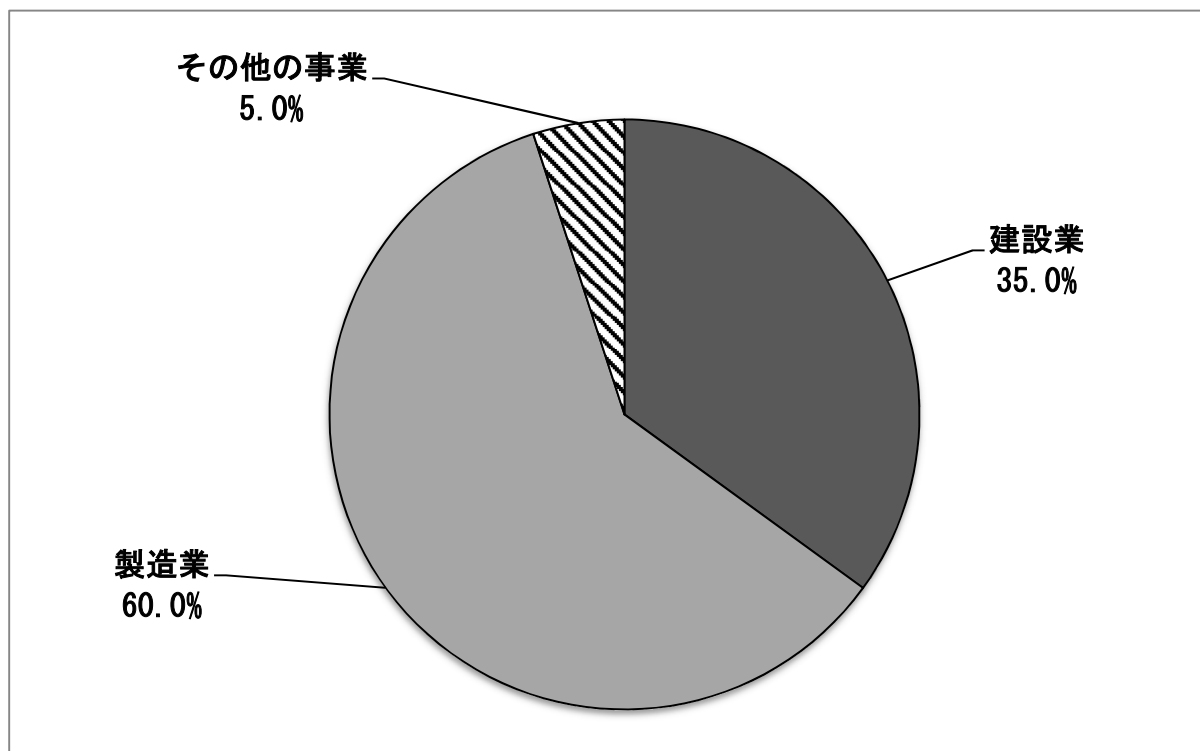
注3 石綿救済法に基づく特別遺族給付金(平成27年度)のうち石綿肺・良性石綿胸水・びまん性胸膜肥厚に係る認定は0件だったため、本表では省略している。

図3-1 業種別の支給決定状況（平成27年度・労災保険法に基づく保険給付）



注 本グラフの支給決定状況の算出に当たっては石綿肺によるものを含めている。

図3-2 業種別の支給決定状況（平成27年度・石綿救済法に基づく特別遺族給付金）



報道関係者 各位

平成 29 年 12 月 20 日

【照会先】

労働基準局 補償課 職業病認定対策室

室長 河西 直人

室長補佐 小島 悟司

(代表電話) 03(5253)1111(内線 5205、5571)

(直通電話) 03(3502)6750

「平成 28 年度 石綿による疾病に関する労災保険給付などの 請求・決定状況まとめ(確定値)」を公表します

～労災保険給付の請求・支給決定件数は、前年度と比べやや増加～

厚生労働省は、このたび、平成 28 年度の「石綿による疾病に関する労災保険給付などの請求・決定状況」の確定値を取りまとめましたので、公表します(速報値は今年 6 月 27 日に公表済み)。

石綿による疾病^{*1}で、療養や休業を必要とする労働者や死亡した労働者のご遺族は、疾病発症が仕事によると認められた場合、「労働者災害補償保険法」に基づく給付の対象となります。

平成 28 年度分の労災保険給付の請求件数は 1,109 件(石綿肺を除く)で、支給決定件数は 982 件(同)と、前年度と比べると、ともにやや増加しました。

一方、石綿による疾病で死亡した労働者のご遺族で、時効(5年)によって労災保険の遺族補償給付を受ける権利が消滅した人については、「石綿による健康被害の救済に関する法律」に基づき、疾病発症が仕事によると認められた場合、「特別遺族給付金」が支給される仕組みとなっています。

平成 28 年度分の特別遺族給付金の請求件数は 36 件(前年度比 6 件、20%の増)、支給決定件数は 13 件(前年度比 7 件、35%の減)でした。

なお、平成 28 年度までに労災保険給付などに関する支給決定を受けた労働者の死亡年別の統計資料(資料 1～5)も取りまとめましたので、併せて公表します。資料 4 と 5 は、船員保険関係のものです。

1 労災保険給付の請求・支給決定状況【別添表1、表1-2、表2、表5、図1、図3-1】

(1) 肺がん、中皮腫、良性石綿胸水、びまん性胸膜肥厚^{*2}

請求件数 1,109件 (前年度比 46件、4.3%増)

支給決定件数 982件 (同 13件、1.3%増)

(2) 石綿肺 ((1)の件数には含まれない)^{*3、4}

支給決定件数 76件 (同 ~~12~~ 11件、~~18.8~~ 16.9%増)

2 特別遺族給付金の請求・支給決定状況^{*5}【別添表3、表4、表5、図2、図3-2】

請求件数 36件 (前年度比 6 件、20.0%増)

支給決定件数 13件 (同 7 件、35.0%減)

※1 肺がん、中皮腫、石綿肺、良性石綿胸水、びまん性胸膜肥厚。

※2 速報値と比較して、請求件数の合計は 3 件増加。支給決定件数の合計は 1 件増加。

※3 「石綿肺」はじん肺の一種であり、じん肺として労災認定された事案のうち、石綿肺と判断したものを抽出し、別途集計している。

※4 速報値と比較して、石綿肺についての支給決定件数の合計は 2 件増加。

※5 速報値と比較して、特別遺族給付金の請求件数及び支給決定件数の合計は変動なし。

「平成28年度 石綿による疾病に関する労災保険給付などの請求・決定状況まとめ(確定値)」の
表1の一部訂正

表1 労災保険法に基づく保険給付の石綿による疾病別請求・決定状況(過去5年度分)

(件)

区 分 \ 年 度		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
肺がん	請求件数	495	420	465	414	427
	決定件数	459	462	443	414	431
	うち支給決定件数 (認定率)	402 (87.6%)	382 (82.7%)	391 (88.3%)	363 (87.7%)	387 (89.8%)
中皮腫	請求件数	587	593	561	578	595
	決定件数	562	560	556	568	552
	うち支給決定件数 (認定率)	522 (92.9%)	529 (94.5%)	529 (95.1%)	539 (94.9%)	540 (97.8%)
良性石綿胸水	請求件数	41	40	26	26	30
	決定件数	45	44	33	20	22
	うち支給決定件数 (認定率)	45 (100%)	44 (100%)	32 (97.0%)	20 (100%)	20 (90.9%)
びまん性胸膜肥厚	請求件数	48	62	44	45	57
	決定件数	50	64	58	66	39
	うち支給決定件数 (認定率)	39 (78.0%)	53 (82.8%)	50 (86.2%)	47 (71.2%)	35 (89.7%)
計	請求件数	1171	1115	1096	1063	1109
	決定件数	1116	1130	1090	1068	1044
	うち支給決定件数 (認定率)	1008 (90.3%)	1008 (89.2%)	1002 (91.9%)	969 (90.7%)	982 (94.1%)

表1-2 石綿肺の支給決定件数

(件)

区 分 \ 年 度		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
石綿肺	支給決定件数	75	77	78	64 65	76

注1 決定件数は当該年度に請求されたものに限るものではない。

注2 「石綿肺」はじん肺の一種であり、じん肺として労災認定された事案のうち、石綿肺と判断したものを抽出し、集計したものである。

「平成29年度 石綿による疾病に関する労災保険給付などの請求・決定状況まとめ(確定値)」の
表1の一部訂正

表1 労災保険法に基づく保険給付の石綿による疾病別請求・決定状況(過去5年度分)

(件)

区 分 \ 年 度		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
肺がん	請求件数	420	465	414	427	443
	決定件数	462	443	414	431	387
	うち支給決定件数 (認定率)	382 (82.7%)	391 (88.3%)	363 (87.7%)	387 (89.8%)	335 (86.6%)
中皮腫	請求件数	593	561	578	595	571
	決定件数	560	556	568	552	584
	うち支給決定件数 (認定率)	529 (94.5%)	529 (95.1%)	539 (94.9%)	540 (97.8%)	564 (96.6%)
良性石綿胸水	請求件数	40	26	26	30	25
	決定件数	44	33	20	22	40
	うち支給決定件数 (認定率)	44 (100%)	32 (97.0%)	20 (100%)	20 (90.9%)	39 (97.5%)
びまん性胸膜肥厚	請求件数	62	44	45	57	46
	決定件数	64	58	66	39	55
	うち支給決定件数 (認定率)	53 (82.8%)	50 (86.2%)	47 (71.2%)	35 (89.7%)	49 (89.1%)
計	請求件数	1115	1096	1063	1109	1085
	決定件数	1130	1090	1068	1044	1066
	うち支給決定件数 (認定率)	1008 (89.2%)	1002 (91.9%)	969 (90.7%)	982 (94.1%)	987 (92.6%)

表1-2 石綿肺の支給決定件数

(件)

区 分 \ 年 度		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
石綿肺	支給決定件数	77	78	64 65	76	52

注1 決定件数は当該年度以前に請求があったものを含む。

注2 「石綿肺」はじん肺の一種であり、じん肺として労災認定された事案のうち、石綿肺と判断したものを抽出し、集計したものである。

「平成30年度 石綿による疾病に関する労災保険給付などの請求・決定状況まとめ(確定値)」の
表1の一部訂正

表1 労災保険法に基づく保険給付の石綿による疾病別請求・決定状況(過去5年度分)

(件)

区 分		年 度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
肺がん	請求件数		465	414	427	443	417
	決定件数		443	414	431	387	437
	うち支給決定件数 (認定率)		391 (88.3%)	363 (87.7%)	387 (89.8%)	335 (86.6%)	376 (86.0%)
中皮腫	請求件数		561	578	595	571	649
	決定件数		556	568	552	584	565
	うち支給決定件数 (認定率)		529 (95.1%)	539 (94.9%)	540 (97.8%)	564 (96.6%)	534 (94.5%)
良性石綿胸水	請求件数		26	26	30	25	35
	決定件数		33	20	22	40	37
	うち支給決定件数 (認定率)		32 (97.0%)	20 (100%)	20 (90.9%)	39 (97.5%)	34 (91.9%)
びまん性胸膜肥厚	請求件数		44	45	57	46	68
	決定件数		58	66	39	55	58
	うち支給決定件数 (認定率)		50 (86.2%)	47 (71.2%)	35 (89.7%)	49 (89.1%)	53 (91.4%)
計	請求件数		1096	1063	1109	1085	1169
	決定件数		1090	1068	1044	1066	1097
	うち支給決定件数 (認定率)		1002 (91.9%)	969 (90.7%)	982 (94.1%)	987 (92.6%)	997 (90.9%)

表1-2 石綿肺の支給決定件数

(件)

区 分		年 度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
石綿肺	支給決定件数		78	64 65	76	52	60

注1 決定件数は当該年度以前に請求があったものを含む。

注2 「石綿肺」はじん肺の一種であり、じん肺として労災認定された事案のうち、石綿肺と判断したものを集計したものである。

「令和元年度 石綿による疾病に関する労災保険給付などの請求・決定状況まとめ(確定値)」の
表1の一部訂正

表1 労災保険法に基づく保険給付の石綿による疾病別請求・決定状況(過去5年度分)

(件)

区 分		年 度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
肺がん	請求件数		414	427	443	417	443
	決定件数		414	431	387	437	420
	うち支給決定件数 (認定率)		363 (87.7%)	387 (89.8%)	335 (86.6%)	376 (86.0%)	375 (89.3%)
中皮腫	請求件数		578	595	571	649	677
	決定件数		568	552	584	565	662
	うち支給決定件数 (認定率)		539 (94.9%)	540 (97.8%)	564 (96.6%)	534 (94.5%)	641 (96.8%)
良性石綿胸水	請求件数		26	30	25	35	28
	決定件数		20	22	40	37	29
	うち支給決定件数 (認定率)		20 (100%)	20 (90.9%)	39 (97.5%)	34 (91.9%)	27 (93.1%)
びまん性 胸膜肥厚	請求件数		45	57	46	68	56
	決定件数		66	39	55	58	61
	うち支給決定件数 (認定率)		47 (71.2%)	35 (89.7%)	49 (89.1%)	53 (91.4%)	50 (82.0%)
計	請求件数		1063	1109	1085	1169	1204
	決定件数		1068	1044	1066	1097	1172
	うち支給決定件数 (認定率)		969 (90.7%)	982 (94.1%)	987 (92.6%)	997 (90.9%)	1093 (93.3%)

表1-2 石綿肺の支給決定件数

(件)

区 分		年 度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
石綿肺	支給決定件数		64 65	76	52	60	52

注1 決定件数は当該年度以前に請求があったものを含む。

注2 「石綿肺」はじん肺の一種であり、じん肺として労災認定された事案のうち、石綿肺と判断したものを抽出し、集計したものである。